

公告 第748号
令和2年6月1日

鈴与健康保険組合
理事長 鶴田 多彦



公 告

鈴与健康保険組合規約・規程を下記の通り変更したので、公告する。

記

1. 組合規約の第18条、20条、22条、23条、30条、32条、37条を、令和2年4月6日付け厚生労働省保険局保険課発「健康保険組合における事業継続について」の別紙「外出自粛要請の拡大を踏まえた健保組合における事業継続について」を踏まえ、組合会等における書面審査について、規約の変更をする。
2. 鈴与健康保険組合会会議規則の一部を、規約の変更に伴い現行の規約に適した規程に変更する。

この組合規約・規程の変更は、令和2年6月1日より施行する。

以上